

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市計画課

許認可等の内容		開発登録簿の写しの交付
根拠法令等及び条項		都市計画法第47条第5項
標準 処理 期間	根拠条項	開発許可事務に係る審査基準及び標準処理期間
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	10日
審査 基準	根拠条項	栃木市開発登録簿閲覧規則第7条
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 4月 5日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書（別記様式第2号）により市長に申請しなければならない。</p>	